

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月29日

浪江町

目次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 -----	1
1 浪江町の位置・気候・農業の現状.....	1
2 浪江町の農業構造の変化.....	1
3 農業経営基盤強化の促進に関する基本的方向	2
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標 -----	5
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 -----	12
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 -----	12
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	12
2 浪江町が主体的に行う取組.....	13
3 関係機関との連携・役割分担の考え方.....	14
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地 の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項 -----	14
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標.....	14
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	14
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 -----	15
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準 その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項.....	16
2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項.....	17
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進 に関する事項.....	20
4 利用権設定等促進事業に関する事項	21
5 農業経営改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	27
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
第 6 その他-----	30
別紙 1 (第 5 の 4 の (1) 関係) -----	31
別紙 2 (第 5 の 4 の (2) 関係) -----	33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 浪江町の位置・気候・農業の現状

浪江町は、福島県浜通りの中部に位置し、東は太平洋に面し、東西 31.6 km、南北 21.7 km、総面積 223.14 km²、西は阿武隈山系の稜線まで伸び、標高の変化に富んだ自然環境のもと、多様な農業経営を展開している農村地帯であり、気候は平坦部の表日本式と阿武隈山系の内陸山間型であるため比較的温かな地域から山間の冷涼な地域まで広範囲である。

浪江町においては、平坦部では水稻を主に果樹、畜産、野菜、花き、山間部では水稻、畜産と冷涼な特性を生かした野菜、花き等複合経営の誘導を図ってきた。

農業生産施設や土地基盤については、地域や土地条件に応じた整備を行うことにより充実を図り、高性能農業機械やスマート農業等の先端技術の導入によって、農業生産性の向上を図るとともに農用地の利用集積を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとしている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震や津波により多くの農用地が被災し、さらに東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）の発生による放射性物質の拡散等で町内の全農業者が避難を余儀なくされた。

その後、地震や津波により被災した農用地、農業用施設等の復旧を進め、放射性物質で汚染された農用地の除染や放射性物質の吸収抑制対策を実施し、徐々にではあるが、帰還者や新たな担い手による営農再開が進んでいる。引き続き、農産物の緊急時環境放射線モニタリング検査等の実施により安全性の確認や風評払拭に向けた PR 活動の展開をしながら、営農再開に向けた継続した取組が必要な状況にある。

2 浪江町の農業構造の変化

浪江町の農業構造については、昭和 40 年代からの原子力発電所の立地を契機とした企業関連労働力需用の増大等により、第 2 種兼業農家が増加傾向にあり、総農家数は減少し、専業及び第 1 種兼業農家の減少と土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化していた。現在、東日本大震災及び原子力災害の発生による営農中止及び営農意欲の減衰により、担い手不足問題の深刻度は増している。

東日本大震災以前の状況として、農地の資産的保有傾向が強くなり、兼業農家から規模拡大志向の農家への農地の流動化は顕著な進展をみないまま推移してきた。しかし、現状、町へ帰還して営農を再開する農家が少数であることから、担い手の確保・育成及び担い手への農用地の利用集積を加速させていくことが求められる。

3 農業経営基盤強化の促進に関する基本的方向

このような情勢の中で、東日本大震災及び原子力災害からの農業の再生を図り、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手を確保・育成するとともに、これらの農業経営による農用地の有効活用を推進する。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の推進目標

浪江町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指して農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と比較し、同等の年間総労働時間(主たる農業者1人当たり1,900時間程度)で、遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円以上(主たる従事者1人+補助従事者1人))を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が本町の農業経営体の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

ア 確保・育成すべき新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

浪江町においては帰還率が低調であり、帰還した担い手の高齢化が進む中、新たな担い手を確保することは必須であり、浪江町は青年層に農業を職業としてもらえるよう、将来(農業開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにするとともに、職業としての魅力向上に努め、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。そのため、浪江町及び周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,900時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%(中山間地域の場合は55%)程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たり276万円以上、1個別経営体当たり354万円(中山間地域の場合は主たる従事者1人当たり253万円以上、1個別経営体当たり325万円)程度)を目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就農を通じて地域の農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。このため、就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 担い手育成の考え方

浪江町の農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域での話し合いに基づく地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者）等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受委託組織や集落営農組織、さらには新規就農者、新規農業参入企業等の多様な担い手を育成する。

(4) 目標達成のための推進方向

これらの目標を達成するため、以下に取り組むこととする。

ア 認定農業者の育成

地域における話し合いに基づいた地域計画の策定により担い手を明確にし、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やスマート農業等の先端技術の導入等を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備を支援し、経営の円滑な承継や法人化を促すとともに新規就農者（雇用就農）の受け皿となれる経営体を育成する。生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の経営の実態や意向に応じて法人化へ誘導する。

ウ 新規就農者等の確保・育成

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	備考
5人／年	

(ア) 農業への理解促進や就農、移住情報を発信するとともに、農業普及所や農業協同組合等、関係機関と連携し、就農希望者へ細やかな対応をし、

円滑に就農できる体系的な支援を行う。

- (イ) 集落営農組織や農業法人等と連携し、研修を受け入れられる体制を整備し、就農希望者が技術の習得や定住のための準備ができる環境を整える。
- (ウ) 新規就農者等の定着を図るため、農地については農業委員会や農地中間管理機構、技術向上や経営基盤の確保については農業普及所や農業協同組合等、関係機関と連携し、地域全体で支援する体制を進める。
- (エ) 持続的かつ安定的に発展する農業の確立を図るため、多様な担い手として、企業の農業参入の支援を行う。

エ 企業の農業参入

持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行う。

オ 集落営農の推進

集落の現状と将来についての話し合いを重ね、担い手の明確化や利用集積の方向を定める取り組みを推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

カ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積による一層の規模拡大や分散錯ほの解消に向けた農地集約を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法を組み合わせる。また、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、ホールクロップサイレージ用稲（以下「WCS用稲」という。）等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物等大規模の土地利用型作物の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

キ 集約型農業経営の推進

集約型農業経営については、地域の条件に応じて野菜、果樹、花き等の導入及び生産拡大のための機械化や施設化による生産基盤の整備について一層の推進を図る。さらに、労働負担軽減のための省力生産技術の開発・普及及び安定的な雇用確保に資する地域の労働補完システムの確立等を推進する。

ク 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による生産性向上、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

ケ 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術等を生かしつつ、2次・3次産業などの地域の他産業

分野と連携しながら、農産物等の付加価値向上を図る 6 次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

コ 環境と共生する農業の推進

有機栽培や畜産と連携した資源循環型農業を推進する。

サ GAP の推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮した GAP の認証取得に向けた取組を推進する。

**第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標**

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に浪江町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、浪江町における主要な営農類型を以下に例示する。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲	<作付面積等> 水稲（移植・主食用米）＝22.0ha 水稲（湛直・飼料用米）＝8.0ha <経営面積> 30.0ha	育苗施設利用 乾燥調製施設利用 <資本装備> トラクター(40ps) 2台 田植機（8条）2台 コンバイン(5条) 2台 他	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を実施する。 ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営については、経営を充実強化するとともに、役割を明確化し、合理的な経営管理を行う。	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。 ・快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械の取扱いを熟知する等によ

			<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> り農作業事故の防止に努める。
野菜 + 水稲	<p><作付面積等> カボチャ（転作） = 1.0ha ブロッコリー （転作）= 7.0ha 水稲（移植）= 2.0ha 水稲（作業受託） = 6.0ha</p> <p><経営面積> 16.0ha</p>	<p>ブロッコリー（秋冬）：露地 育苗施設利用 乾燥調製施設利用</p> <p><資本装備> トラクター（30ps）1台 田植機（5条）1台 コンバイン（3条）1台 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を実施する。 ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営については、経営を充実強化するとともに、役割を明確化し、合理的な経営管理を行う。 ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。 ・快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。
野菜 + 水稲	<p><作付面積等> ネギ（夏秋）= 0.5ha ネギ（秋冬）= 1.1ha 水稲 = 2.0ha 水稲（作業受託）= 6.0ha</p> <p><経営面積> 9.6ha</p>	<p>ネギ（夏秋）：転作 ネギ（秋冬）：機械化体系、 転作 育苗施設利用 乾燥調製施設利用</p> <p><資本装備> ネギ調整機1台 ネギ選別機1台 トラクター（30ps）1台 田植機（5条）1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を実施する。 ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営につ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。 ・快適な労働環境づくりを進めると

		コンバイン (3条) 1台 他	いては、経営を充 実強化するとと もに、役割を明確 化し、合理的な経 営管理を行う。 ・経営管理能力 の向上を図るた め、経営研修会等 へ積極的に参加 する。	ともに、農 作業機械 の取扱い を熟知す る等によ り農作業 事故の防 止に努め る。
野菜 + 水稲	<作付面積等> タマネギ (慣行) =6.5ha 水稲 (移植) = 15.0ha <経営面積> 21.5ha	タマネギ：機械化体系 共同機械利用 育苗施設利用 乾燥調製施設利用 <資本装備> トラクター (50ps) 1台 田植機 (8条) 1台 コンバイン (5条) 1台 他	・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る。 ・青色申告を実 施する。 ・経営の分析に 基づく改善計画 を立て、その実践 にあたる。 ・家族経営につ いては、経営を充 実強化するとと もに、役割を明確 化し、合理的な経 営管理を行う。 ・経営管理能力 の向上を図るた め、経営研修会等 へ積極的に参加 する。	・家族経 営協定の 締結に基 づく給料 制、休日 制を導入 する。 ・快適な 労働環境 づくりを 進めると ともに、農 作業機械 の取扱い を熟知す る等によ り農作業 事故の防 止に努め る。
果樹	<作付面積等> 日本なし (幸水) =0.5ha 日本なし (豊水) =0.6ha 日本なし (あきづ	<資本装備> トラック (1495cc) 1台 運搬機 (8ps) 1台 スピードスプレーヤー (600ℓ) 1台 中耕機 (6.2ps) 1台	・複式簿記記帳 の実施により経 営と家計の分離 を図る。 ・青色申告を実 施する。	・家族経 営協定の 締結に基 づく給料 制、休日 制を導入す

	き) =0.3ha 日本なし (新高) =0.4ha ぶどう (あずまし ずく) =0.2ha <経営面積> 2.0ha	他	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営については、経営を充実強化するとともに、役割を明確化し、合理的な経営管理を行う。 ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。 	る。 <ul style="list-style-type: none"> ・快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。
花き + 水稲	<作付面積等> トルコギキョウ (9月出荷) = 0.45ha ストック = 0.35ha 水稲 (移植) = 2.0ha 水稲 (作業受託) =6.0ha <経営面積> 8.8ha	育苗施設利用 乾燥調製施設利用 <資本装備> トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条)1台 パイプハウス一式 灌水設備 他	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を実施する。 ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営については、経営を充実強化するとともに、役割を明確化し、合理的な経営管理を行う。 ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。 ・快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。
花き	<作付面積等>	<資本装備>	・複式簿記記帳	・家族経

	<p>トルコギキョウ (半促成) = 0.15ha トルコギキョウ (季咲き) = 0.15ha トルコギキョウ (抑制) = 0.1ha ストック(年内切り) = 0.2ha</p> <p><経営面積> 0.6ha</p>	<p>トラクター (21ps) 1台 畦立て成型機(管理機用) 動力噴霧器 ボイラー (ハウス用) 種子冷蔵処理用予冷库(2坪) パイプハウス一式 灌水設備 他</p>	<p>の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を実施する。 ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営については、経営を充実強化するとともに、役割を明確化し、合理的な経営管理を行う。 ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。 	<p>営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。
酪農	<p><作付面積等> 経産牛 = 50頭 飼料作物 = 10.0ha</p> <p><経営面積> 10.0ha</p>	<p><資本装備> トラクター (95ps) 1台 ダンプ (2t) 1台 カッティングベアラ (1.2m*0.9m~1.5m) 1台 ディスクモア (2.4m) 1台 マニユアスプレッダー (4t) 1台 牛舎一式 他</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告を実施する。 ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営については、経営を充実強化するとともに、役割を明確化し、合理的な経営管理を行う。 ・経営管理能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。 ・快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械の取扱いを熟知する等により農作業

			の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。	事故の防止に努める。 ・ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。
肉用牛 (肥育) + 水稲	<p><作付面積等> 肥育牛=120頭 水稲(移植)=2.0ha 水稲(作業受託)=6.0ha</p> <p><経営面積> 8.0ha</p>	<p>育苗施設利用 乾燥調製施設利用</p> <p><資本装備> トラクター(40ps)1台 ダンプ(2t)1台 ホイールローダー1台 田植機(5条)1台 コンバイン(3条)1台 ロールベアラ(1.2m)1台 牛舎一式 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告を実施する。 ・経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。 ・家族経営については、経営を充実強化するとともに、役割を明確化し、合理的な経営管理を行う。 ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。 ・快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 ・ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。
肉用牛 (繁殖)	<作付面積等> 肉用牛(繁殖)=	育苗施設利用 乾燥調製施設利用	・複式簿記記帳の実施により経	・家族経営協定の

+	水稲 45 頭 牧草（転作） = 5.0ha 水稲（移植） = 2.5ha 水稲（作業受 託） =6.0ha <経営面積> 13.5ha	<資本装備> トラクター（65ps） 1 台 ダンプ（2t） 1 台 ロールベアラ(1.2m)1 台 ディスクモア(2.4m)1 台 マニユアスプレッダー (2.3t) 1 台 田植機（6 条） 1 台 コンバイン（4 条） 1 台 牛舎一式 他	営と家計の分離 を図る。 ・青色申告を実 施する。 ・経営の分析に 基づく改善計画 を立て、その実践 にあたる。 ・家族経営につ いては、経営を充 実強化するとと もに、役割を明確 化し、合理的な経 営管理を行う。 ・経営管理能力 の向上を図るた め、経営研修会等 へ積極的に参加 する。	締結に基 づく給料 制、休日制 を導入す る。 ・快適な 労働環境 づくりを 進めると もに、農 作業機械 の取扱い を熟知す る等によ り農作業 事故の防 止に努め る。 ・ヘルパ ー制度を 活用し、他 産業並み の休日を 確保する。
---	---	---	--	---

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稲	<作付面積等> 水稲（移植） = 25.0ha 水稲（直播、飼 料用米、作業受 託） =40.0ha 大豆=15.0ha 小麦=20.0ha	水稲（移植・主食用米）： 高密度播種育苗 水稲（湛直・飼料用米） 乾燥調製施設利用 <資本装備> トラクター（85ps） 3 台 田植機（6 条） 2 台 コンバイン（4 条） 2 台	・青色申告を実施 する。 ・経営体の体質強 化のための、自己 資本の充実を図 る。 ・経営の分析に基 づく改善計画を 立て、その実践に	・給料、就 業規則の作 成、各種保 険制度等の 活用、トイ レや休憩室 の完備、作 業衣の支給 など、就業

	<経営面積> 100.0ha	パイプハウス一式 他	あたる。 ・経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加する。 ・生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、法人化を進める。	条件を整備する。 ・効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保に努める。
--	-------------------	---------------	---	---

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。

2 3世帯の協業組織とし、主たる従事者3人、補助事業者3人を基本とする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、浪江町における主要な経営類型及び生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2に示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に準ずるものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農

者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

- ・また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・加えて、浪江町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 浪江町が主体的に行う取組

- ・浪江町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及所や農業協同組合、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- ・また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・浪江町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
- ・農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ・個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第 2 に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、概ね次に掲げる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
77% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等により、面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	※営農が再開されている地域の目標とする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受委託面積(水稻については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業のすべてを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。)の合計面積。)の割合の目標である。

2 目標年次は令和 13 年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

浪江町における農用地面積は、令和元年度末現在 3,171ha であり、そのうち避難

指示が解除されている地域に存する農用地が 1,848ha、営農再開している農用地が 41ha である。営農再開支援事業の農地の保全管理事業が令和元年度に終了年次を迎え、各地域で管理耕作へと移行する必要がある。管理耕作（特定農作業受委託）を実施するに当たり、各地域で生産組合等の組織が立ち上がっており、今後は後継者の確保・育成や法人化の推進を図る必要がある。

また、特定復興再生拠点に指定されている地域の農用地が 281ha であり、地域ごとに復興組合が設立され、営農再開支援事業による保全管理が行われる。今後の営農に向けては、避難指示解除地域以上に多くの課題が存在する。

これらの課題の解決に向け、優良農地を維持・確保するとともに次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業を営む者を育成するため、農用地の円滑な利用集積を推進していく。

(1) 実現のための具体的な取組みの内容

地域の話し合いにより農地の出し手と受け手のマッチングを進めるとともに、認定農業者及び認定新規就農者への支援、農業経営の法人化の推進、法人の新規参入の推進等により担い手の確保・育成を図る。また、農地中間管理事業を活用することにより、農地の集積・集約化を加速させる。

(2) 関係機関との連携等

農業委員会、農業普及所、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定及び見直しを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

浪江町は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第 5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、浪江町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、次に掲げる農業経営基盤強化促進事業を行う。

- ① 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項
- ④ 利用権設定等促進事業に関する事項
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

に関する事項

⑥ その他農業経営基盤の強化促進するために必要な事業

これらの各事業については各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア. 今後、ほ場整備事業が実施される見込みの地区は、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を活かすため農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組みによって担い手農業者が連坦的条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- イ. 中山間部の津島地区においては、中山間地域総合整備事業により区画化され効率的な生産基盤を活かすため農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業、利用権設定等促進事業を実施する。また、中山間地域等直接支払い制度と連携し、適切な農地管理を通して健全な農地を残し、中山間地域の「多目的機能」を活かすとともに担い手不足の下で生じている耕作放棄地発生防止に努める。

さらに、浪江町は、農用地利用改善団体に対して特定農業生産法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて適宜設定する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まり等を積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、浪江町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

浪江町は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

浪江町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域基準は、土地の自然的条件、農地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ア** 農用地利用農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
 - (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - (エ) 認定農業者とその他構成員との役割分担その他農作物の効率化に関する事項
 - (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善にする事項
 - (カ) その他必要な事項
- イ** 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ア** (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6-1 号の認定申請書を浪江町に提出して、農用地利用規程について浪江町の認定を受けることができる。
- イ** 浪江町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - (イ) 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - (ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - (エ) (4) のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - (オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ウ** 浪江町は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を浪江町のインターネットの利用により公告する。
- エ** アからウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ア** (5) のイに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるとき、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当する者に限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- イ** アの規程により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- (ア)** 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - (イ)** 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地に利用の集積の目標
 - (ウ)** 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項
 - (エ)** 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ウ** 浪江町は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。
- (ア)** イの (イ) に掲げる目標が (2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - (イ)** 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農作業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- エ** イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ア** (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体

が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときには、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- イ アの勧奨は、特定農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ア 浪江町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- イ 浪江町は（5）のイに規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下、「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように務める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

浪江町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託

の組織的な促進措置との連携の強化

- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に規定する者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

②農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①の(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④旧法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲

げるものを除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む)の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

①浪江町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②浪江町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

①浪江町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

②浪江町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

①農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②浪江町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定められた農用地利用集積計画の利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

①浪江町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

②浪江町は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 浪江町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に規定する者である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分又は株式含む）の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

浪江町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。

(9) 公告

浪江町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を浪江町の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

浪江町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

浪江町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

①浪江町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②浪江町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③浪江町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分（（７）の⑦を除く）を本市の掲示場への掲示により公告する。

④浪江町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構が行う事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5 農業経営改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な経営を営もうとする人材の確保・育成に関する事項

ア 担い手育成の方針

浪江町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮されるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

イ 担い手の就農環境条件整備

農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

ウ 農業経営の発展のための取組

認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を満了する者に対しては、当初計画の達成状況を点検するとともに、その経営のさらなる発展に資するため、新たな計画作成に関し適切な支援等を重点的に行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センター、農業普及所、農業協同組合などと連携しながら、相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、研修生やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みを実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

浪江町が主体となり、農業経営・就農支援センター、農業普及所、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して巡回指導を行う他、必要に応じて面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農に必要な資金面の負担の軽減に関する支援

浪江町は新規就農者確保促進事業により、就農初期の収入や移住者等の家賃を補助することにより新規就農者の資金面の負担の軽減を図る。また、各種補助

事業の申請等の支援を行う。

ウ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直し話し合いを通じ、地域農業の担い手として育成する体制を強化する。

エ 経営力の向上に向けた支援

復興 PR イベントへの出荷の促進や、6次化の商品開発を行う事業者との交流会を開催し、所得向上の習得に繋がる機会の提供を行う。

オ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(4) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、技術や経営ノウハウについての習得については農業経営・就農支援センター、農業普及所、就農後のフォローアップについては農業協同組合、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ア** 浪江町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
- イ** 浪江町は、水田収益力強化ビジョンの積極的な取組みによって、水稲作及び転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。今後、田畑輪換の実施を推進し、地区の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連坦化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するように務める。
- ウ** 浪江町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

浪江町は、農業委員会、農業普及所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営

基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、浪江町地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように務めるものとし、浪江町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和3年1月20日から施行する

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙 1 (第5の4の(1) 関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する場合に限る。)、地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人であるものを除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の4の（2）関係）

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とす</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施</p>

<p>る。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>		<p>により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき浪江町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
---	---	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負	I の③に同じ。	I の④に同じ。

	<p>担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		
--	---	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替え	Iの④に同じ。

	2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	るものとする。	
--	--	---------	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取り扱いについては、同法人の定めるところによる。